

## 間接経費措置額の削減割合の基準等について

平成 27 年 6 月 12 日  
(平成 29 年 5 月 17 日改正)  
科学技術・学術政策局長決定

### 1. 体制整備等に不備がある機関に対する間接経費措置額の削減について

(ガイドライン第 4 節 2 (1) 関係)

#### (1) 間接経費措置額の削減基準について

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。 ) 及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」(以下「調査及び措置要項」という。 ) に基づく「導入実態等詳細把握調査」及び「体制整備等詳細確認調査」の結果に応じ、又は特定不正行為が確認された機関において体制整備等に改善を求める必要があることが確認された場合に付与した「管理条件」について、文部科学省がガイドライン並びに調査及び措置要項に基づき実施する「管理条件対応状況調査」において履行が認められないと判断した場合は、表 1 のとおりその翌年度の間接経費措置額の一定割合を削減することとする。

(表 1)

「管理条件対応状況調査」の結果、「管理条件」の履行が認められない回数	1 回	2 回	3 回以上
削減割合	5%	10%	15%

※間接経費措置額の削減の対象は、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金とする。

※「管理条件」の履行が認められない回数は、「管理条件」の履行が、前回の「管理条件対応状況調査」と比べ進展がある場合は回数を計上せず、進展がない場合に回数を計上することとする。

※間接経費措置額の 15% の削減措置を講ずることを決定した後の「管理条件対応状況調査」において、「管理条件」の履行が認められない場合は、翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。

#### (2) 間接経費措置額の削減措置等の解除について

間接経費措置額の削減措置又は競争的資金の配分停止の解除については、「管理条件対応状況調査」の結果、文部科学省が「管理条件」の着実な履行又は履行に進展があると判断した場合は、その調査結果の通知をもって、配分機関が実施することとする。

間接経費措置額の削減措置の解除については、削減措置が実施される年度の次の年

度から削減措置を解除することとし、既に削減措置が決定している年度については、間接経費措置額の削減は実施することとする。

また、競争的資金の配分停止の解除については、その結果の通知をもって、速やかに解除することとする。

## 2. 調査機関における調査の遅れに係る間接経費措置額の削減について

(ガイドライン第4節2(2)関係)

配分機関は、ガイドライン第3節4-1により調査を行う機関(以下「調査機関」という。)から本調査を行う旨の報告を受けた際に確認した当該調査機関が定める規程等に基づく調査期間以内に、調査機関から最終報告書が提出されない場合は、調査期限を過ぎた日数に応じて、表2のとおり間接経費措置額の一定割合を削減することとする。

ただし、最終報告書提出の遅延に合理的な理由がある場合は、当該理由に応じて配分機関が別途、最終報告書の提出期限を設けることとし、その提出期限を過ぎた日数に応じて、表2のとおり間接経費措置額の一定割合を削減することとする。

(表2)

提出期限を 過ぎた日数	30日 未満	60日 未満	90日 未満	120日 未満	150日 未満	180日 未満	180日 以上
削減割合	1%	2%	3%	4%	5%	6%	10%

※最終報告書提出遅延による間接経費措置額の削減は、不正に関する告発等のあった競争的資金のうち平成27年度予算以降(継続も含む。)のものとする。

※間接経費措置額の削減の対象は、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金のうち、当該競争的資金とする。

※間接経費措置額の削減は、最終報告書が提出された日が属する年度の翌年度の間接経費措置額を対象とする。